

婚姻関係確認書類のご案内

ARTクリニック通院前にご提出いただく書類を、A5で見やすく整理しました

■ 提出期限：治療計画作成日まで

- 原則、発行3か月以内の書類をご提出ください
- 1年以上受診がない場合は、治療再開時に再提出が必要です

① 法律婚（入籍済み）の場合

共通で必要：治療同意書

夫婦とも日本国籍

- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 住民票

どちらかが外国籍

- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 住民票

夫婦とも外国籍

- ☐ 結婚証明書（日本語訳）
- ☐ 住民票

② 事実婚（未入籍）の場合

共通で必要：治療同意書・事実婚申告書

夫婦とも日本国籍

- ☐ 2人それぞれの戸籍謄本
- ☐ 2人それぞれの住民票

どちらか / 両方が外国籍

- ☐ 外国籍の方：独身を証明する公的書類
（日本語訳または日本語表記のあるもの）
- ☐ 2人それぞれの住民票

補足

- ☐ 書類の氏名と保険証等の氏名が異なる場合は、両方の氏名が確認できる住民票もご提出ください。
- ☐ 法律婚でも、日本で婚姻届を提出していない場合は、結婚証明書などの公的書類（日本語訳）も必要です。
- ☐ ご不明な場合は、受付またはスタッフへお尋ねください。